第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年4月10日(金)

1 県の対応について

資料 1

2 「非常事態」総合対策について

資料 2

【配布資料】

資料 1 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(第5回)

資料2「非常事態」総合対策について

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第5回)

日 時:令和2年4月10日(金)

13時00分~

場 所:県庁4階 特別会議室

1 感染症を巡る諸状況について 資料 1

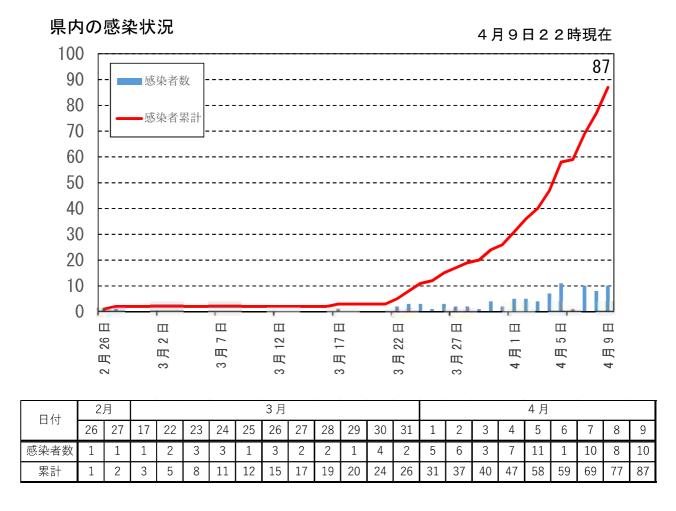
2 「非常事態」総合対策について 資料 2

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議(第5回) 配席図

令和2年4月10日(金)13:00~ 4階特別会議室

		労働委員会事務局長	議会事務局長	人事委員会事務局長	
出入口		0	0	0	
都市公園整備局長	0				〇 監査委員事務局長
都市建築部長	0				〇 会計管理者
県土整備部長	0				〇 教育長
林政部長	0				〇 警察本部長
農政部長	0				〇 平木副知事
観光国際局長	0				〇 古田知事
商工労働部長	0				〇 岐阜市長
子ども・女性局長	0				〇 河合副知事
県民文化局長	0				〇 健康福祉部長
環境生活部長	0				〇 健康福祉部次長
危機管理部長	0				〇 秘書広報総括監
出入口		〇清流の国推進部長		〇総務部長	

感染症を巡る諸状況について



分類		可児市 クラスター	岐阜市 クラスター (A)	岐阜市 クラスター (B)	海外渡航	その他	
原	感染者数	8 7	1 4	2 5	7	5	3 6
	重症	3	1	0	0	0	2
	軽症	7 8	1 1	2 5	7	4	3 1
	退院	5	1	0	0	1	3
	死亡	1	1	0	0	0	0
5	愛知県※	6	4	2	_	_	_
石川県※ 1		1	_	1	_	_	_

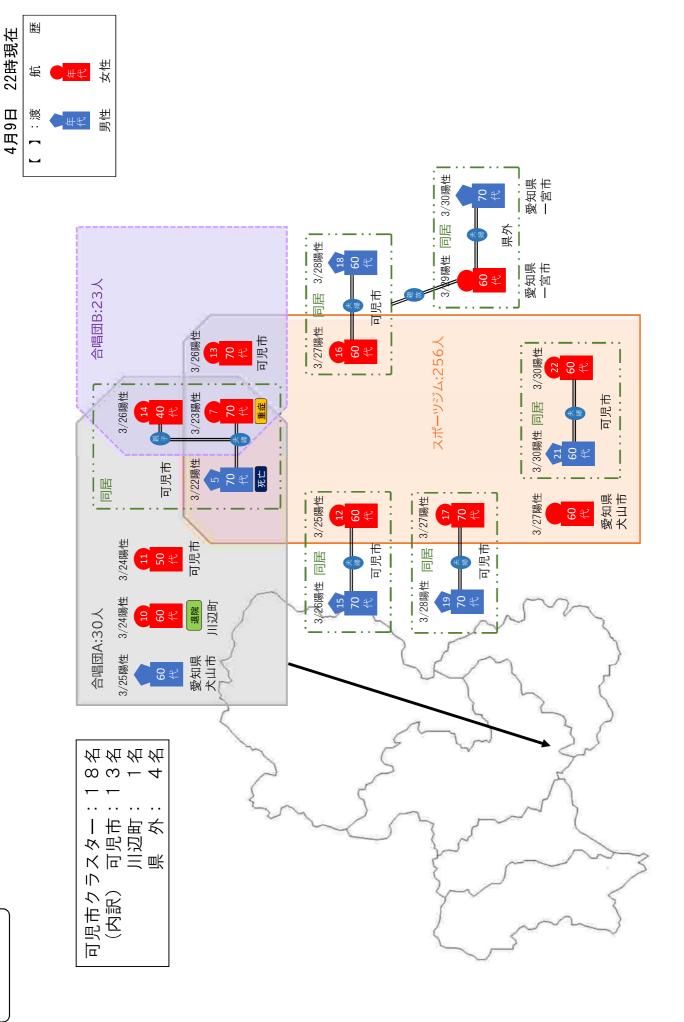
※愛知県、石川県在住の方

岐阜県における新型コロナウイルス感染者 発生状況

4月9日22時現在

			17 J Z L Z Z z J 76 L
ı	市町村	感染者数	凡例
ı	岐阜市	38人	20人以上
	可児市	14人	15~20人
	各務原市	9人	10~15人
	大垣市	8人	5~10人
	多治見市	3人	1~5人
	土岐市	3人	0人
	瑞穂市	3人	
	関市	1人	MA
	美濃市	1人	
	山県市	1人	
	本巣市	1人	5 6
	笠松町	1人	1
	大野町	1人	
	川辺町	1人	
	御嵩町	1人	
	大阪府 (※大垣市関係)	1人	
	合計	87人	
)	阪府	本 本 1人 大野町 1人	山県市 1人 1人 川辺町 関市 1人 岐阜市 1人
(※大	1人 垣市関係)	瑞	A務原市 可児市

22時現在



可児市内のクラスター終息について

- 可児市内では、3月22日より、スポーツジムに加え、2つ の合唱団が絡んだクラスター(集団感染)が発生した。
- 県においては、当該クラスターを封じ込めるため、検査等の 対象者を速やかに特定し、以下のように取り組んだ。
 - 2つの合唱団に関係する53名について、PCR検査を 実施。
 - スポーツジムに関係する256名について、PCR検査 または健康観察等を実施。
 - ・ 陽性患者が勤務するゴルフ場について、約2,600人の関係者に聞き取りを行った上で、従業員17名と症状のあった県内在住の利用者4名にPCR検査を実施。

検査等の対象は合計303人に上り、結果、県外4名を含め 18名の陽性患者を特定した。

- 現段階で、2つの合唱団関係者へのPCR検査はすべて終了しており、スポーツジム及びゴルフ場についても、新型コロナウイルスの潜伏期間である2週間が経過しても新たな発症者は見られていない。
- これらの状況から、厚生労働省クラスター対策班及び岐阜県専門家会議は、可児市内のクラスターは「終息と評価できる」とした。

県専門家会議においては、県の迅速な初動、検査対象の特定 及びPCR検査の徹底は適切であり、結果としてクラスターを 封じ込めることができたと評価がされたところである。

○ これらをもって、県として、可児市内のクラスターについて、 終息したと判断する。

[非常事態] 総合対策(案

1「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」の強化・延長(5月6日まで)∭ 2 医療提供体制の充実・強化

新型コロナウイルス感染症

- 1 県民及び事業者への依頼
- 2 小、中、高等学校等の臨時休業
- 3 幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等の臨時休園・閉所
- 県営の施設、都市公園、スポーツ施設等の休館等・開館延期
- イベントの中止、延期又は規模縮小 Ŋ
- 社会福祉施設における感染症予防対策の徹底 9
- 自然災害等発生時に備えた感染症対策の強化

患者の受入れ・搬送体制の強化 (移送車 4台→7台)

 \sim

4 PPE (個人防護具) の購入・確保

保健所の体制強化

2

民間ホテル等による確保(更に200室程度)

空床補償、受入可能病床の見える化

病床の確保 (391床→458床)

2

医療機関独自の検査、検査機器・試薬の購入支援

1 検査の徹底(120件/日→310件/日)

- 県民への呼びかけ、広報の強化(コールセンターの新設) ∞
- 計画的在宅勤務の導入

3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地域の活力臨時補助金(仮称)の創設

収束後における成長支援

- 1 観光業
- ・ふるさと宿泊割引クーポンの発行
 - ・宿泊促進キャンペーンの展開
- ・大都市圏等での県産品プロモーション
- 販売促進フェアの開催
- $^{\circ}$
- スマート農業の促進

生活支援

1 住居確保給付金の支給2 県税の納税猶予

市町村と連携した取組みの推進

離職者等の再就職支援及び県職員への採用

1 雇用調整助成金の上乗せ助成

雇用の維持と就労支援

3 WEBを使った合同企業説明会等の開催

技能実習生の受入れ支援

4

新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金(仮称)の創設

1 実質無利子無担保の県制度融資の創設

資金繰りと事業の継続

従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等への支援

Eコマースによる支援

Ŋ

テレワーク導入支援

4

 \sim

- ・県産農産物等の地産地消キャンペーンの展開

新型コロナウイルス感染症

「非常事態」総合対策

く案>

令和2年4月10日 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」の強化・延長 (5月6日まで)

(1) オール岐阜での感染防止対策

①県民への依頼

全ての県民に対し以下の点の徹底を図る。

- ○外出の自粛の徹底(「STAY HOME」)
- ○人との距離を保つこと (「SOCIAL DISTANCING」)
- ・ 医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末問わず、また早朝・昼・夜・ 深夜を問わず、外出を自粛すること。
- ・ 外出する際は、自分を守り、大切な人を守るため、「うつらない」「うつさない」ようマスク着用を徹底すること。
- ・ 外出した際、不特定多数の方が触った可能性のある物(つり革、ドアノブなど)を触った場合は、必ず手洗いをすること。
- 人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保つこと。
- ・ 特に、感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が 揃う場(注)を徹底的に回避すること。
 - (注) ナイトクラブ等接客を伴う飲食店、料理店、合唱団及びスポーツジム、カラオケ・ライブハウス、ダンスサークルや卓球など呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所を避けること。
- ・ 少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策 が徹底できない場合は取りやめること。
- ・ 企業においては、テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行う など、通勤を最小限に留めること。
- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心掛け、体調不良の場合は、無理せず外出・ 出勤しないこと。
- ・ 県広報やコールセンターを活用し、感染者に関するあいまいな情報や風評に 惑わされないこと。

- ・ 医療機関、スーパー、コンビニエンスストア、金融機関など県民生活の維持 に必要な施設は営業されることから、買い占め行為を慎み、冷静に行動するこ と。
- ・ 国の緊急事態宣言対象区域の7都府県への往来は自粛し、7都府県に在住の 家族や友人、仕事関係の方等についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控え ること。また、帰省した際には、健康状態を注意深く観察すること。

②感染拡大の恐れのある事業者への依頼

全国的にクラスター発生の原因となっていることに鑑み、上記(注)の事業者に対し、以下の感染拡大防止策の徹底を図る。

- 利用者の入場時の手指消毒
- ・ 不特定多数の方が接触する部分(ドアノブ、マイク、スイッチ、トイレなど) の小まめな消毒
- ・ 利用者の3密(密閉・密集・密接)を避けるための配慮(定期的な換気)
- ・ 従業員の健康チェック・感染防止教育
- 店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業等

(2) 学校の臨時休業の延長

- ・ すべての県立学校の臨時休業を、5月6日(水)まで延長する。
- ・ 市町村、私立学校及び大学等高等教育機関の設置者に対しても、同様の取組 みを行うよう、要請する。

(3) 幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等の臨時休園・閉所

- ・ 幼稚園、保育所、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等について、 市町村、施設設置者に対し、5月6日(水)まで、臨時休園・閉所を要請する。
- ・ ただし、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、保育の場の確保が必要である。そのため、こうした方々に対しては、継続して受入れの体制を取っていただくよう、市町村及び施設設置者に対し、併せて要請する。

受入れ体制の整備や利用料の減少への財政負担については、県は全面的に支援する。

(4) 県営の施設、都市公園、スポーツ施設等の休館等

- ・ 県直営施設及び指定管理施設については、5月6日(水)まで休館又は会議 室等の貸出を停止する。なお、既に貸館を予約されている方に対しては、利用 の自粛を要請する。
- ・ また、市町村等に対し、できる限りの同様の取組みを呼びかける。

(5) 県の新規施設の開館延期

- 今後新設される予定の県の以下の施設について、開館を延期する。
 - ・ぎふ木遊館(4月28日の開館を当面延期)
 - ・森林総合教育センター(5月15日の開館を当面延期)
 - ・スマート農業推進センター(5月26日の開館を当面延期)
 - ・岐阜関ケ原古戦場記念館(7月17日の開館を当面延期)
- また、市町村等に対し、できる限りの同様の取組みを呼びかける。

(6) 県主催のイベントの中止、延期又は規模縮小

・ 県が主催・関与するイベント等について、5月6日(水)まで原則として中 止、延期又は規模縮小する。また、県以外が主催となる県有施設を利用したイ ベント等についても原則として同様の取扱いを主催者に要請する。

(7) 社会福祉施設における感染症予防対策の徹底

県で作成した「感染・まん延防止チェックリスト」に基づき、特に重症化しやすい介護等が必要な方が入所する特別養護老人ホーム(182施設)、介護老人保健施設(78施設)、障害者支援施設(46施設)、児童福祉施設(27施設)等に対し、直接、感染・まん延防止の取組み状況の確認・指導を行う。高齢者・障がい者が入所する社会福祉施設における感染症防止対策を推進するため、手指消毒用エタノールが不足する施設に対し、県として確保を行う。

(8) 自然災害等発生時の感染症対策の強化

・ 災害時における避難所の感染症対策を強化するため、市町村が整備する資機 材に対する助成制度を拡充する。 <県 1/2、市町村 1/2>

(新規補助対象:非接触型体温計、消毒用エタノール等)

また、市町村を補完するため、県も上記の資機材を整備する。

(9) 県民への呼びかけ:県広報の強化(コールセンターの新設)

県民に向けた感染拡大防止の広報の強化を進める。

・県民向け(全般)

県が有する広報媒体への掲載頻度を拡充するほか、新たに新聞広告や公共 交通機関等での広報を展開し、広報を強化する。

〔県公式ホームページ、テレビ、ラジオ、データ放送、SNS、動画配信 (You Tube)、新聞広告、公共交通機関(駅、バス等)〕

在住外国人向け

岐阜県在住外国人相談センターのホームページにて、随時、6言語(日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語)で情報を発信

する。

【6言語で掲載している最新の情報】

- ・新型コロナウイルス感染症の県内発生状況に関する情報(毎日更新)
- ・聴覚障害者向け

聴覚障害者向けの広報として、手話通訳者による広報を早期に開始する。

・ 新型コロナウイルス感染症のワンストップサービスの強化として、人員体制 を強化し、緊急事態宣言の発令に関する事項も含めた総合相談窓口として、コ ールセンターを早期に立ち上げる。

(10)「みんなでマスクを作ろう運動」の展開

供給がひっ迫しているマスク等の衛生資材について、「みんなでマスクを作 ろう運動」として、企業、団体等に製造を働きかける。

まずは、3団体で7千枚/月の布マスク製造を開始する。

(11) 県職員の感染予防対策(県庁「3密」解消作戦)

2分の1の職員の在宅勤務の推進を図る取組みを、5月6日(水)まで延長する。

2 まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化

(1)検査体制の強化

医療機関内検査の拡大

PCR法に加えLAMP法等による検査も認めることとするなど、これまでの行政検査に加えて医療機関内検査を開始し、当面、以下のように対応する。

なお、行政検査のキャパシティがある限りは、行政検査を優先して実施する ことを基本とする。

行政検査 120件/日(県保健環境研究所、岐阜市衛生試験所)

医療機関内検査 96件/日(5医療機関)

計 216件/日

・県の全面的な支援によるLAMP法等検査機器購入促進

まん延期を見据え、さらなる検査体制の強化を図るため、LAMP法等による検査機器及び試薬の購入経費について県が全額補助し、機器の整備を促進する。

現時点で機器が整備された後の拡充見通し(5医療機関)

計 94件/目

- ・ 上記以外にも医療機関内検査を実施していただくよう、引き続き、帰国者・ 接触者外来設置医療機関等に要請を行う。
- ・ さらに、民間検査会社への外部委託を進めるため、医療機関からの検体輸送 時に必要となるジュラルミンケースについて、大垣共立銀行及び十六銀行など 金融機関から貸与いただくシステムを構築する。
- ・ また、医療機関内検査における自己負担額を公費で負担し無料化する。

(2) 病床の確保

・ 受入れ可能病床について、以下のように確保する。

感染症病床 30床(5医療機関)

一般病床 428床(97医療機関) 計 458床(現時点)

・ 上記の内数として、休病棟の活用等により、特に、新型コロナウイルス患者 用の病床として、まずは、24医療機関において、237床確保する。

新型コロナウイルス患者の受入れのため病床を空けた状態で確保をお願いすることから、県独自の制度として、国の基準を超えた空床補償制度を創設する。

32,000円/床 (参考:国の基準 16,190円/床)

- ・ 病床については、県独自の空床補償制度の積極的な活用を求めることなどに より、上記の病床数にさらに積上げを図る。
- ・ また、各病院の機能強化を図るため、一般病床入院時に必要となる簡易陰圧 装置、人工呼吸器等、設備整備に対して補助を行う。
- ・ 各病院の受入れ可能病床数を、行政及び医療機関間において、毎日、把握で きる仕組みを構築する。

(3)後方施設の設置

- ・ 軽症者又は無症状者を収容する施設として、県、市町村施設の活用又は民間 ホテルの借上げなどにより、200室後方施設を設置する。
- ・ 後方施設の設置に当たっては、感染症の専門家から、患者の導線の確保、食 事の提供体制等、必要なチェックを受ける。
- ・ 後方施設のケア体制の整備にあたっては、日中、保健師または看護師を常時 1名確保するとともに、必要に応じてタブレット端末などITツールを活用し、 医師が対応できる体制を構築する。

さらに、入所者の不安を解消するため、臨床心理士の活用などにより、心の ケアを行う。

また、食事の手配など運営を担当するスタッフの体制を確保するとともに、マスクや長袖ガウンなど必要な防護具を確保する。

(4) 患者の受入れ・搬送体制

[患者の受入れ]

- 患者の受入れ病床は、以下の区分を基本とする。
 - ・重症者、重症化のおそれが高い患者:

感染症指定医療機関、

人工呼吸器等重篤な患者に対応できる病院

・その他患者: 感染症指定医療機関、

公立・公的医療機関の一般病床、

その他医療機関の一般病床

※上記内容は感染の段階に応じて柔軟に見直すこととする。

- 軽症者、無症状者の受入れ施設として、後方施設を設置する。
- 患者の入院先医療機関の決定は、以下の順序によることを基本とする。
 - ① 圏域内の医療機関での受入れについて、保健所が調整し、決定する。
 - ② 調整が調わない場合は、圏域外の医療機関での受入れについて、複数の保健所長とともに本庁が決定する。
 - ③ それでもなお調整できない場合、また、県域をまたぐ広域調整が必要な場合は、「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策 調整本部」と調整のうえ、本庁が決定する。

「患者の搬送]

- ・ 重症患者の病床確保のため、感染症指定医療機関において症状が改善した患者は、一般病床に移す。
- ・ 一方、軽症者等が重症化した場合は、感染症指定医療機関に移し、適切な医療を提供する。
- 患者移送については、以下の順序によることを基本とする。
 - ① 保健所等が保有する移送車による搬送(現在、移送車は4台保有→4月中に7台に増強)
 - ② 覚書に基づき、各消防本部の救急車による搬送

(5) PPEの確保

- (※) PPE: 個人防護具 personal protective equipment の略
- ・ マスク、ガウン・防護服、消毒用エタノール等の衛生資材について、個別の ニーズに応じて、地元企業から優先的に調達するなど、県自ら積極的に調達す る。
- ・ 調達した衛生資材は、国の優先配分基準に加え、患者を受け入れていただい ている医療機関及び後方施設に優先して配分する。
- ・ 供給がひっ迫しているマスク等の衛生資材について、「みんなでマスクを作 ろう運動」として、企業、団体等に製造を働きかける。
- ・ 上記以外にもマスクや防護服等の製造を検討する企業等に対し、優先的な調達を要請するとともに、必要な設備整備等に係る経費に対し支援し、さらなる 増産を図る。

(6) 保健所の体制強化

- ・ 感染まん延を防止する積極的疫学調査を着実に実施するため、また、自宅療養のフォローアップなど、業務の多忙化を解消するため、非常勤保健師を各保健所へ配置する。
- あわせて県の体制として人員を強化した。
- ・ さらに、保健師の負担軽減を図るため、新型コロナ電話相談業務を外部委託し、 県保健師は、新型コロナウイルス感染症対策に傾注する体制を整備する。

3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

1 感染拡大防止期における緊急対策

(1)雇用の維持と就労支援

雇用調整助成金の上乗せ助成

・ 国の雇用調整助成金の拡大に加えて、さらに事業主の負担を軽減するため に市町村が助成金の上乗せ支援をする場合に、市町村の助成額の 1/2 を助成 する。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の再就職支援

- ・ 就労の場や機会を失った求職者のための就労相談体制を強化(総合人材チャ レンジセンター相談員:10→12名) するとともに、早期再就職に向けた短期型職業 訓練を実施する。
- ・ 就労の機会を失った求職者を正社員として雇用した事業者に対して助成 (1人当たり60万円) する。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者等の県職員への採用

- ・ 新型コロナウイルスの影響を受け離職を余儀なくされた方や就職が困難と なった新卒者を対象とした県職員採用を行う(就職氷河期世代を対象とした 試験と同時期を予定)。
- ・ 最前線で対応にあたる保健所をはじめ県の対策推進体制の強化に伴い、県 事務職員の代替として、会計年度任用職員を採用(30名程度)する。

WEBを使った合同企業説明会等の開催

・ WEB版合同企業説明会等を開催するとともに企業PR動画の作成等にか かる費用に対して助成する。

技能実習生の受入れ等に向けた支援

- ・ 渡航制限がある中、技能実習団体と海外とを結ぶWEB面接実施に必要な機器等にかかる経費に対して助成する。
- ・ 外国人材の受入れができずに営農継続に支障をきたす農業者等が緊急的か

- つ短期間に労働力を確保する際の掛かり増し経費を組合等に対して助成する。
- ・ 就職が困難になる外国人留学生を積極的に採用する県内企業についての情報発信を強化する。

(2) 資金繰り

実質無利子無担保の県制度融資の創設

・ 民間金融機関での実質無利子無担保の融資を受けることができる県制度融 資を創設する。

(3) 事業の継続

新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金(仮称)の創設

・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、事業の継続等に取り組む小規模事業者を支援するため、県小規模事業者持続化補助金に補助率・補助限度額の引き上げを行うメニューを別枠で創設する。(補助率 1/2→2/3、限度額 100 万円→150 万円)

従業員等の感染により一時的に閉鎖した事業所等への支援

・ 従業員等が感染して一時的に閉鎖した事業所等に対して、事業の早期回復 や事業継続に向けて実施する消毒等に要する経費に対して助成する。(1件 当たり一律50万円)

テレワーク導入等への支援

- ・ 国のテレワーク導入等に係る助成金 (テレワーク用機器の導入補助や休暇 の取得促進に向けた環境整備等)を活用する事業者に対して上乗せ助成する。
- ・ 障がい者雇用にあたりテレワーク導入を検討している企業に対して、一定 期間、専門家のサポートや機器の貸し出し等の経費を助成する。
- ソフトピアジャパンなど県有施設の空き部屋を利用し、施設利用型テレワークを行うためのサテライトオフィスを設ける際に賃料を免除する。

Eコマースによる支援

- ・ 感染が収束していない状況でも商品の販売が可能なインターネット販売サイトへの新規出店支援、飛騨牛や花き等の県産農畜産物等のネット販売促進キャンペーン等の実施、インターネットショッピングモールでの岐阜県フェア開催などのプロモーションを実施する。
- ・ インターネット上でも十分商品概要と特徴が伝わるようなWEBサイトを 構築した上で、大都市圏のバイヤー等とのオンライン個別商談会を開催する。

安心安全な宿泊施設の情報発信の支援

・ 「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル(宿泊施設用)」に基づく感染 拡大防止策の徹底が確認された後、新聞広告等を活用して、県内の宿泊業界 が感染拡大防止を徹底している旨の情報発信を実施する。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する事業承継の支援

・ 新型コロナウイルス感染症の影響により廃業等経営の危機に直面する事業 所に対して、創業を希望する第三者とのマッチングにより事業承継を支援す る補助制度を創設する。

航空宇宙産業における公的認証維持への支援

・ 航空宇宙産業における国際的な公的認証維持のために必要な審査費用に対する補助制度を創設する。

計画的な公共事業の発注

・ 切れ目のない計画的な公共事業の発注に努め、業界の景気の下支えに万全 を期す。

(4) 生活支援

- ・ 県社会福祉協議会による生活福祉資金について、対象世帯を新型コロナウ イルス感染症の影響により収入減少があった世帯に拡大するとともに、据置 期間や償還期限を延長するなどの特例を設け、必要な貸付を行う。
- ・ あわせて、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償 還を免除する。
- ・ 休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同等の状況に至り、住居を失 うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減があった被保険者に対し、 国民健康保険料の減免を行った市町村に、国の制度による財政支援を行う。
- ・ 県営住宅の家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った 家賃に減額する。(保証人が見つからない場合の保証人免除)
- ・ 解雇等の理由により、居住している住宅から退去を余儀なくされた方に対 して、収入状況にかかわらず、県営住宅を一時提供する。

(5) 県税の納税猶予

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方法人二税、個人事業税など の納付が困難な方について、1年間納付を猶予し、猶予期間中の延滞金は免 除する。
- ・ 自動車税について、環境性能割の税率の1%軽減する措置を6月延長し、 令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

加えて、自動車税の納付が困難な方については1年間納付を猶予し、猶予 期間中の延滞金は免除する。

(6) 市町村と連携した取組みの推進

・ 4月以降に市町村が独自に行う新型コロナウイルス感染症対策については、 地域経済の下支えをはじめとする各種対策を推進する新たな補助金「新型コロナウイルス感染症対応地域の活力臨時補助金(仮称)」を創設し、きめ細かく支援する。

2 収束後を見据えた取組みへの支援

[観光業]

- ・ 収束後速やかに県内の周遊観光を促すため、市町村や観光協会等が行うグルメクーポンやガイドツアー等の造成経費に対して助成する。
- ・ 感染収束後の県内での宿泊を促すため、宿泊施設の外観や部屋、料理、露 天風呂などの宣伝素材を一新し、PRを強化する。

「農林業]

- ・ 相次ぐイベントの中止や外出自粛により販売量が減少した飛騨牛や花き等の県内農畜水産物の消費拡大に向けた各種キャンペーン等の実施に対して助成する。
- ・ 飛騨牛の価格維持及び需要拡大を図るため、県内食肉市場で飛騨牛を購入 する事業者に対して奨励金を交付する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者団体・流通事業者、林業・ 木材産業事業者等に対して行う新商品開発や生産性向上等を支援する補助金 を創設する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により木材需要の減少による木材価格の 下落防止や余剰労働力の有効活用のため、木材供給量の調整に対する経費の 支援や需要回復後の増産を見据えた森林作業道等の保守点検等にかかる経費 を助成する。

[商工業]

- ・ 収束後の早期回復や増産等を見据え、生産性向上や新商品・サービス創出を 進める事業者の支援に向け、IoT等の機器導入費用やサイバーセキュリティ対 策のためセキュリティアセスメント実施経費を助成する。
- ・ 大学や公設試験研究機関などの保有する技術シーズを活用して生産工程の自動化・高度化、新商品の開発などに取り組む県内中小・零細企業を伴走支援する。
- ・ 早期回復や増産等を見据え、研究開発や製品の品質向上等に取り組む事業者

の支援に向け、工業系試験研究機関の試験・機器使用料等を減免する。併せて、 研究開発や製品の品質向上等に取り組む事業者の支援に向け、工業系試験研究機 関に新たな評価分析機器を導入する。

・ 県職員による企業コンシェルジュ活動を拡充し、新型コロナウイルス感染 症の影響を受けている企業に対するサポートを強化する。

3 収束後における景気経済の回復と更なる成長に向けた対策

「観光誘客など消費拡大・賑わいづくり〕

- ・県民向け「ふるさと宿泊割引クーポン」の発行
- ・宿泊促進キャンペーンの全国展開
- ・市町村が行う地域内消費喚起に向けた取組みへの支援
- ・商店街の賑わい回復に向けたイベント・集客プロモーションへの支援
- ・JR岐阜駅周辺の賑わい創出
- ・空宙博利用促進キャンペーンの展開
- ・県営公園の魅力発信や集客対策の実施

[販路拡大など更なる成長に向けた支援]

- ・大都市圏等での県産品プロモーション、販売促進フェア等の開催
- ・大規模展示会や見本市へのオール岐阜での出展による販路拡大
- ・国内外の見本市に出展する事業者への支援
- ・各産地組合が行う地場産品フェア開催への支援
- ・休止している生産ラインを再稼働する企業に対する支援
- ・県産農産物販売店を活用した地産地消キャンペーンの展開
- ・スマート農業実証農場の県内への全面展開
- ・県産材需要の拡大に向けた取組みの展開

新型コロナウイルス感染症

| ル人物楽池 | 非常・事態・宣

llΙΠ

今回の新型コロナウイルスは、

- 1 感染拡大のスピードが極めて早い
- 2 感染しても自覚がないケースがある
- 3 治療薬もワクチンもない
- 4 幼少の子どもから高齢者まで広く感染する

などの特徴のある、人類が初めて体験するウイルスである。

本県においては、3月半ばから急増し、3月22日から昨日まで19日連続で、1名の死者を含め、87名の感染者が確認されている。これは、緊急事態宣言の対象地域である7都府県に迫る高い発症数である。

1週間毎の増加数をみても、最近の1週間では46名で、その前の週の19名と比べ、約2.5倍に急増している。

さらに、可児市内のクラスター(集団感染)は終息することができたものの、岐阜市内において、ナイトクラブ関係のクラスターが発生し、昨日にも料理店における新たなクラスターが判明している。

令和2年4月10日 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

そして、感染経路不明の感染者は、全体の約2割へと拡大しており、さらなるクラスターの発生が懸念されるところである。 これらの状況について、県専門家会議は、「県内全域で、待ったなしの危険水域に達している」と警告している。 以上を踏まえ、本県が「非常事態」にあるとの認識に立って、現在展開している「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」を抜本的に見直し、以下の「非常事態」総合対策(別添)を実施することとする。

- 1 「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」の強化・延長(5月6日まで)
- 2 まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化 (検査の徹底、病床の増加、マスク等医療資材の確保)
- 3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

すべての県民の皆様とともに、「オール岐阜」でこの「非常事態」総合対策を実施することが不可欠である。ご理解、ご協力をお願いする。

新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、接客を伴う飲食店(ナイトクラブ)及び料理店において2件のクラスター(集団感染)が発生しています。加えて、感染拡大に伴い岐阜圏域の病床はひっ迫しており、状況は極めて深刻です。 こうした状況を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「新型コロナウイルス感染症 非常事態」を宣言します。

感染拡大防止のためには、すべての市民の皆様、企業の皆様、関係団体の皆様の力を結集し、「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へのお願い>

〇外出を自粛してください

・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・昼・夜・ 深夜問わず、外出を自粛してください。

〇人との距離を保ってください

- ・感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃う場(接客を伴う飲食店(ナイトクラブ)、料理店、スポーツジム、 カラオケ、ライブハウス等)を徹底的に回避してください。
- ・人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保ってください。
- ・少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。

○国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください

・国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えてください。

<企業の皆様へのお願い>

○感染拡大防止にご協力をお願いします

- ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
- ・保育所(園)、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等を原則、臨時休園・閉所するため、特段のご配慮をお願いします。
- ・市内でクラスターが発生している状況を鑑み、店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業などにご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症 岐阜市「非常事態」総合対策

(案)

令和2年4月10日 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 オール岐阜市での感染防止対策

(1) 市民への依頼

全ての市民に対し以下の点の徹底を図る。

- ○外出の自粛の徹底(「STAY HOME」)
- ○人との距離を保つこと(「SOCIAL DISTANCING」)
- ・ 医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職場への出勤など生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末問わず、また早朝・昼・夜・深夜を問わず、外出を自粛すること。
- ・ 外出する際は、自分を守り、大切な人を守るため、「うつらない」「うつさない」 ようマスク着用を徹底すること。
- ・ 外出した際、不特定多数の方が触った可能性のある物(つり革、ドアノブなど) を触った場合は、必ず手洗いをすること。
- ・ 人と接する場合は、可能であれば2メートル程度の距離を保つこと。
- ・ 特に、感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃う場(注)を徹底的に回避すること。
 - (注)ナイトクラブ等接客を伴う飲食店、料理店、合唱団及びスポーツジム、カラオケ・ライブハウス、ダンスサークルや卓球など呼気が激しくなる 室内運動の場など、感染の恐れが高い場所を避けること。
- ・ 少人数の集まりであっても、消毒やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹 底できない場合は取りやめること。
- ・ 企業においては、テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うな ど、通勤を最小限に留めること。
- ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心掛け、体調不良の場合は、無理せず外出・出勤しないこと。
- 市の広報を活用し、感染者に関するあいまいな情報や風評に惑わされないこと
- ・ 医療機関、スーパー、コンビニエンスストア、金融機関など市民生活の維持に必要な施設は営業されることから、買い占め行為を慎み、冷静に行動すること。
- ・ 国の緊急事態宣言対象区域の7都府県への往来は自粛し、7都府県に在住の家族 や友人、仕事関係の方等についても不要不急の帰省や出張、来訪等を控えるこ と。また帰省した際には、健康状態を注意深く観察すること。

(2) 感染拡大の恐れのある事業者への依頼

全国的にクラスター発生の原因となっていることに鑑み、上記(注)の事業者に対し、以下の感染防止対策の徹底を図る。

- 利用者の入場時の手指消毒
- ・ 不特定多数の方が接触する部分(ドアノブ、マイク、スイッチ、トイレなど)の小まめな消毒
- ・ 利用者の3密(密閉・密集・密接)を避けるための配慮(定期的な換気)
- ・ 従業員の健康チェック・感染防止教育
- ・ 店舗の開店時間の短縮、規模の縮小、休業等

(3)イベント等の取扱い

岐阜市主催のイベント、各種講座(以下「イベント等」という。) について、 **5月6日(水)まで、これまでと同様の対応とする**。

- ●全て(屋内・屋外)のイベント等については、原則として延期又は中止する。
- ●ただし、各種健診など、イベント等で、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものは、次に掲げる感染予防対策を徹底した上で実施する。
 - ・イベント等の開催規模(人数)を縮小すること。
 - ・イベント等の開催時間を短縮すること。
 - ・風邪のような症状のある人は参加を認めないこと。
 - ・咳エチケット及び頻繁な手洗いを呼びかけること。
 - ・会場の入り口等にアルコール消毒液を設置すること。
 - ・食事を提供しないこと。
 - ・そのほか、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日) 「2 多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」で示された感染対策 を講じること。

なお、上記に関わらず、新型コロナウイルスへの感染による重症化を防ぐため、 岐阜市主催のイベント等のうち、主に高齢者や基礎疾患がある方を対象とするもの については、当分の間、中止又は延期とする。

(4) 市有施設等の取り扱い

市内で飲食店クラスターが発生している現状において、これ以上感染を拡大させないため、**すべての市有施設**については、5 **月** 6 **日** (**水**) までの間、**原則休館、 利用停止**とする。

休館、利用停止とする主な屋内施設、屋外施設は次のとおり。

【屋内施設】

- ○観光施設(岐阜城、麒麟がくる岐阜大河ドラマ館、道の駅柳津交流センター 等)
- ○文化施設(歴史博物館、長良川うかいミュージアム、加藤栄三・東一記念美術館、 図書館等)
- ○貸館施設等(市民活動交流センター、コミュニティセンター(8)、公民館(50)、 市民会館、文化センター、長良川国際会議場、じゅうろくプラザ、 サンライフ岐阜等)
- ○運動施設(体育館(10)、岐阜市スポーツ交流センター)
- ○児童施設(児童館(13)、科学館、青少年会館(5)等)
- ○福祉施設(老人福祉センター 等)

【屋外施設】

○運動施設 (テニスコート、野球場 等)、公園施設等

なお、新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベント、市有施設の休館、 利用停止により開催できなくなったイベント等に関する施設の使用料については、 基本的に使用料を徴収しない。

対象期間: 令和 2 年 2 月 26 日 (水) \sim **5 月 6 日 (水)**

(5) 学校等の臨時休業等

幼稚園、小学校、中学校、岐阜商業高校、特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

・臨時休業期間:~5月6日(水)

女子短期大学

・授業停止期間:5月6日(水)

薬科大学

- ・授業停止期間:~4月19日(日)
- ・なお、4月20日からは、遠隔授業(オンライン講義)開始予定

市立看護専門学校

- ・臨時休校期間:~5月6日(水)
- ・学校等の再開時期については、国からの指示等を踏まえて対応していく。

(6) 保育所、放課後児童クラブ等の閉所

- ・岐阜市が設置している保育所、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービス等について、5月6日(水)まで、臨時休園・閉所する。
- ・ただし、医療従事者、警察、消防など(注)社会の機能を維持するために就業を 継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難 な方々の子どもに対しては、継続して受入れ体制を行う。
- ・なお、受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。

(注)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年3月28日(令和2年4月7日改正) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を 求める。

- 1. 医療体制の維持
- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての 医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する 採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、 サービス業を含む。
- 2. 支援が必要な方々の保護の継続
- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係 事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
- 3. 国民の安定的な生活の確保
- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者 の事業継続を要請する。

- 4. 社会の安定の維持
- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス (銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス (ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤 (河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス (託児所等)
- 5. その他
- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場など)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

(7) 市民への呼びかけ

- ・市民に向けて感染拡大防止の広報の強化を進める。
 - ○市民向け(全般)

市が有する広報媒体への掲載頻度を拡充するほか、新たに新聞広告や公共交通 機関等での広報を展開し、広報を強化する。

【市公式ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、動画配信(YouTube)、新聞広告、ポスター掲示】

- ○在住外国人向け
 - ・ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市 民のために、Skype を活用した生活相談を3月6日(10時~16時まで ※12時 ~13時を除く)から次のとおり実施している。

英語(毎日)、中国語(火、木、金、土)、タガログ語(日~木)

(8) 社会福祉施設における感染症予防対策

- ・県が作成した「感染・まん延チェックリスト」に基づき、特に重症化しやすい 介護等が必要な方が入所する特別養護老人ホーム(25施設)、介護老人保健施設 (15施設)、障害者支援施設(5施設)等に対し、直接、感染・まん延防止の取 組み状況の確認・指導を行う。
- ・高齢者・障がい者が入所する社会福祉施設における感染防止対策を推進するため、手指消毒用エタノールが不足する施設に対し、県と連携して確保を図る。

(9)職員の感染症予防対策について

- ・職員への新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、これまで公共交通機関による通勤者のみを対象としていた時差勤務をすべての職員に拡大(4月7日(火))
- ・新たに4か所のコミュニティセンター(北部、南部、西部、東部)にサテライトオフィスを4月8日(水)から追加
- ・執務室内での勤務者を減らす観点から、現在、市内4か所のコミュニティセンター(日光、北東部、市橋、長森)に設置しているサテライトオフィスを4月19日(日)まで延長
- ・職員の休憩時間が集中しないよう、休憩時間を弾力的に取り扱うことした。(従来の12時~13時の休憩時間を11時15分~13時30分の間で1時間の設定)
- ・職員や市民の利用する本庁舎地下食堂での「3密」を回避するため、レイアウトを見直し、利用者が密接しないような対応を行った。また、食事の提供時間を11時15分~13時30分に拡大した。(従来は11時30分~13時15分)・従来の休憩時間帯である12時~13時の間は明徳庁舎2階の会議室を喫食等

(10)「みんなでマスクを作ろう運動」の展開

を行う休憩場所として開放する。

・岐阜市は、オール岐阜での取り組みとして、市が「布マスクの作成を呼びかける」チラシを作成し、市全域の自治会、NPO(市民活動団体)に対し、「岐阜市民みんなでマスクを作ろう運動」として展開する。

2 まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化

(1)検査体制の拡充

- ・衛生試験所において検査体制を拡充し1日あたり最大40検体、必要に応じ最大60検体/日のPCR検査が可能である。
- ・衛生試験所においては、今後の検体の増加に対応できるよう既決予算で必要な検 査試薬を確保している。

(2) 病床の確保

・感染症対策チームに、病床を確保するための職員を新たに配置し、県と連携し病院に対し患者受け入れの交渉等を行う。

(3) 保健所の体制強化 (感染防止対策の強化)

- ・市内で発生しているクラスターのこれ以上の拡大を防ぐため、4月6日付で感染症対策チームを地域保健課内(15名)に新たに設置し、健康部の部内派遣で8名、全庁から10名の職員を増員
- ・さらに、9日付で職員1名、10日付で部内から職員5名、15日付で職員1名を増員し、計40名体制で、感染防止の対策を行う。
- ・また、感染防止対策を効果的に行うため、感染防止対策に特化した部屋を保健所内に確保し、電話回線等を増設し、感染防止対策を速やかに行う。(4月13日~)

3 緊急経済対策

(1) 生活・雇用・事業継続に対する緊急対策

市民生活の支援

➤新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対し、国経済 対策に示された「(仮称)生活支援臨時給付金」の支給を実施する

・子育て世帯への支援

➤保育所、学校等の休業に伴う負担や、収入の減少などの影響を受ける子育て世帯に対し、国経済対策に示された「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給を実施する

市税の納税猶予等

➤新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、市民税、固定 資産税、軽自動車税などの納付が困難な方について、1年間納付を猶予し、猶 予期間中の延滞金を免除する

(※すべての市税が対象・令和2年2月1日~令和3年1月31日納期)

→軽自動車税について、環境性能割の税率を 1%軽減する措置を 6 カ月延長し、 令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする

- 保険料の減免

▶新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険、介護保険の被保険者に対し、保険料の減免措置を講ずる

・傷病手当の支給

▶新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した国民健康保険、後期 高齢者医療制度の被保険者に対し、傷病手当金を支給する

・雇用の維持

▶新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が、労働者の雇用維持を図る場合の支援策を講ずる

事業継続のための資金繰り支援

▶新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した中小・小規模事業者等に対し、保証料ゼロや実質無利子となる市融資制度を設けることで、資金繰りを支援する

(2) 感染収束後の経済活動回復を後押しする対策

・消費需要の喚起

- ▶関連産業の裾野が広い観光について、感染収束期に客足を急回復させるため、 宿泊等のクーポン活用によるキャンペーンを支援する
- ▶国経済対策に示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (仮称)」の活用などにより、感染収束の状況を勘案しながら、消費需要喚起 につながる施策を講ずる